

札幌市消費者センター電話設備借受仕様書

1 借受件名

札幌市消費者センター電話設備借受

2 設置場所

札幌市消費者センター

札幌市北区北8条西3丁目（札幌エルプラザ2階）

※詳しくは仕様書別添「フロア図」を参照

3 本仕様の範囲

- (1) 構内交換装置(主装置)
- (2) 電話機及びその付帯設備
- (3) 構内交換装置据付配線作業
- (4) 電話機等据付配線作業
- (5) データ設定、試験調整・検査及び電話機使用方法の解説
- (6) 既設構内交換装置（主装置）及び既設電話機の撤去及び運搬

4 借受期間及び納入期限

- (1) 借受期間：令和9年2月1日～令和13年9月30日（56か月）
- (2) 納入期限：令和9年1月29日

5 機器仕様

以下の仕様を満たすものを納入すること。

(1) 電話設備仕様

電話主装置 仕様	交換方式	通話路方式：PCM時分割一段スイッチ方式
		制御方式：蓄積プログラミング制御方式
		プロセッサ：64bitマイクロプロセッサ
		中継台方式（DSSコンソール）、分散応答、追加ダイヤルイン方式、直結式応答方式、NTTダイヤルイン方式、個別着信方式
	配線方式	2芯、スター接続
	使用電源等	AC100±10V（50/60Hz）
	使用周囲温度/湿度	0～40℃/10～90%RH
	アナログ6回線以上、ひかり電話直収10ch以上収容できること	
	多機能電話機26台以上に接続が可能なこと	
着信数、応答数、あふれ呼発生数、平均通話時間などを時間帯別、日別、月別等で集計できること		

	オートアテンダント(自動音声応答)機能を有し、電話がかかってきたときに、音声案内を流して応答することが可能なこと
	通話録音について、500件以上かつ100時間以上録音が可能なこと
	通話中・応答時間外において、時間帯に応じた複数の自動音声案内の設定が可能なこと
	発信・着信履歴が50件以上蓄積できること
	停電時にも3時間以上の運用が可能であること ※賃貸借期間(5年)以上の長寿命バッテリーを搭載すること
多機能電話機仕様 (22台)	全角14桁×4行(半角28桁×4行)の文字を表示可能なディスプレイ(バックライト付き)を備えていること
	ナンバーディスプレイおよび着信履歴機能を備えていること
	音量(着信音量・受話音量)調整ができること(受話音量については通話中も調整可能なものとする)
	ファンクションボタンを24以上備えていること
	着信時に点滅するランプを備えていること

(2) 共通仕様

多機能電話機は時間帯によって電話機の消費電力を自動的に低減できる機能を有すること。

6 設置・設定仕様

電話交換機等の設置・設定に際しては、以下の点に留意すること。

- (1) 受注者は委託者の指定する場所に電話を設置すること。現状のデータを解析し、現状と変更のないものはそのまま移行すること。
- (2) 既設構内交換装置(主装置)で運用している「着信均等配分(ACD)機能」およびこれに関連する各種動作設定を、新主装置へ引き継ぎ、現行と同等の着信分配動作を再現・構築すること。
- (3) 現行PCで運用している「オペレーター管理・統計分析ソフトウェア」について、委託者が別途用意する新PCへライセンスの移設・再インストールを行い、新主装置と連携して運用できるよう初期設定および環境構築を行うこと。
- (4) 電話機設置に伴う配線等を行うこと。なお、使用可能な配線は再利用すること。
- (5) 受注者は電話機設置・設定前に委託者と綿密な打ち合わせを行い、設置場所と配線ルートが判別でき、備品との位置関係も判別できる確認図面を作成し、委託者の承認を受けること。
- (6) 作業日時は、次のとおり。ただし、やむを得ずその他の時間帯に作業を行う必要がある場合は、委託者と協議すること。
 ※月～金：19：30以降
 ※土、日、祝：原則、制限なし。ただし委託者が指示する日は制限を行う。
- (7) 既設構内交換装置(主装置)及び既設電話機の撤去は、更新の際に併せて撤去し、撤去品はまとめて公文書館内の指定された場所に運搬すること。

- (8) 専用線を用いた内線通話は使用していない。
- (9) 委託者が所有するFAXを使用するための据付配線作業及び調整も合わせて行うこと。
- (10) 上記のほか必要な設置・設定作業を行うこと。

7 提出書類

以下の書類を提出すること。

- (1) 作業日程書（契約締結後速やかに提出すること）
- (2) 作業概要書（契約締結後速やかに提出すること）
- (3) 納入機器一覧表（納品時に提出すること）
- (4) 納入機器取扱説明書（納品時に提出すること）
- (5) 内線番号一覧（納品時に提出すること）
- (6) 確認図面（電話機設置・設定作業前に提出すること）

8 契約期間

契約締結日から令和13年(2031年)9月30日とする。

ただし、令和9年1月29日から使用することができるよう、納入、据付、その他必要な業務を行うこと。

なお、賃借人札幌市は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の削除または減額があった場合には、この契約を解除することができる。

9 その他

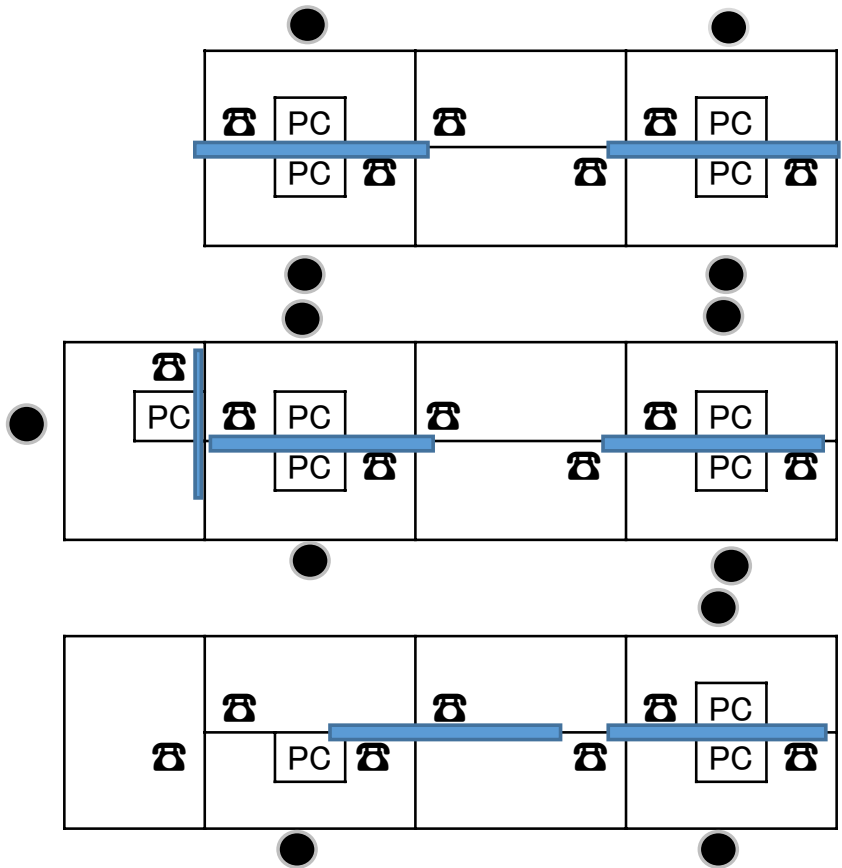
- (1) 札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。
- (2) 機器の納入及び設置・設定作業を実施する際は、事前に委託者と打ち合わせを行い、本市の業務に支障がないよう円滑に作業を進めること。
- (3) 機器の納入及び設置・設定作業に必要な機材、工具及び消耗品類は受注者の負担で用意すること。
- (4) 梱包材等の廃棄物は受注者の責任において引き取り、処分すること。
- (5) 機器の納入後1年以内に発注者の責任に因らない不具合が発生した場合は、受注者の費用で速やかに修復しなければならない。
- (6) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあり、出荷証明の提出が可能なことが契約（発注）条件となる。
- (7) 納入物は新品であること。

10 協議事項

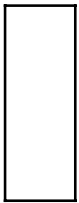
本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者と協議するものとする。

フロア図

☎：相談専用電話 ■：遮音用アクリル板
 電話26台の内、22台を入れ替え、4台を撤去する。



複合機



面談

